

志木市粗大ごみ等収集運搬業務委託事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物の中の「粗大ごみ」等収集運搬業務について、その円滑な業務運営を行う能力を有する受託事業者をプロポーザル方式により選定します。

2 業務の概要

- (1) 業 務 名 志木市粗大ごみ等収集運搬業務委託
- (2) 業 務 内 容 仕様書のとおり
- (3) 業 務 期 間 令和4年7月1日から令和7年6月30日まで（3年間）
- (4) 委託上限額 総額91,674,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※ただし、消費税及び地方消費税の変更が生じた場合は、同消費税相当額の範囲において変更契約を行う。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立てがなされていないこと。
- (4) 県内に本社（本店）又は事業所（営業所）を有し、直近3年間に国税及び地方税を完納していること。
- (5) 志木市の「令和3・4年度 入札参加資格者名簿」に名簿に登載されていること。
- (6) 志木市の入札参加禁止又は指名停止の措置の要件に該当していないこと。
- (7) 志木市の「一般廃棄物収集運搬許可」を取得していること。
- (8) 志木市内又は近隣市内に、市民からの収集依頼等を受付ける従事者が常駐する事務所を設けること。
- (9) 志木市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年11月1日）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (10) 必要な従事者を確保し、志木市が指定した業務内容を確実に履行できること。

4 申請書・企画提案書（事業実施計画書）等の作成及び提出

- (1) 提出期限
令和4年4月13日（水）から令和4年4月26日（火）まで。
（土曜日及び日曜日、祝祭日を除く、午前8時30分から午後5時00分まで。）
- (2) 提出場所
志木市役所第二庁舎 市民生活部環境推進課
- (3) 提出方法
持参（又は郵送必着）により提出してください（郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配

達されたことが証明できる方法としてください。)

(4) 質疑事項

令和4年4月25日(月)午前中までにメールで送付してください。その際は、メールタイトルを、「粗大ごみ等収集運搬業務委託の質問(〇〇〇会社)」とし、担当する部署名、役職・氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載してください。

また、その回答については、メールにて参加者全員に対して行います。

(5) 提出書類

提出書類は、以下のア～オとし、項目毎にインデックスを付した上で、左開きとなるよう2か所でホッチキス留め又はファイルに順番に綴じて、提出してください。

ア 企画提案参加申請書 原本1部【様式1】

イ 表紙、会社概要・業務実績等 原本1部、副本6部 【任意様式】

ウ 見積書 原本1部、副本6部 【任意様式】

(消費税及び地方消費税を含む3年間の総額と年度ごとの金額及び内訳を記載した
もの)

エ 企画提案書(事業実施計画書) 原本1部、副本6部【任意様式(10枚以内両面印刷可)】

オ 直近1年間の国税及び地方税の納税証明書 原本1部、副本6部

(6) 記載内容

以下のア～オの順に整備した企画提案書を作成し、志木市へ提出してください。

ア 業務の取組方針及び実施体制、他自治体の業務実績について。

イ 志木市との連絡体制について。

ウ 収集業務の実施方法と工夫等について。

エ 受付業務の実施方法と工夫等について。

オ 個人情報保護と事務所の設置運営方法について。

(7) 参加資格審査の決定

企画提案参加申請書及び企画提案書を志木市で受理した後、参加資格の有無について審査を行います。その後申し込み者全員に対して参加資格決定通知書を通知します。

5 審査

提出された書類の審査及び企画提案書のヒアリング等を行い、下記6の(1)～(2)で示す審査基準に基づいて採点した結果、最も高い評価を得た提案を決定します。なお、2者以上いた場合には、審査委員会の委員長及び委員全員による投票により選定をします。

(1) 内 容

1者あたり、30分程度とし、以下のア～ウの内容で行う。

ア 企画提案書に基づくプレゼンテーション(20分以内)

イ 質疑応答(10分程度)

ウ 出席者数：3名以内

(2) 審査結果の通知

審査結果は、決定通知書により参加者全員に通知するとともに、閲覧及び市のホームページにより公表します。

6 審査基準及び配点

- (1) 企画提案の内容 180点 (ヒアリング等の内容を含む。)
- (2) 見積価格 20点

7 日程

内容	実施期間または期日
参加申請書及び企画提案書受付	・令和4年4月13日(水)から4月26日(火)まで。
質問の受付	・令和4年4月25日(月)午前中まで
審査	・令和4年5月9日(月)午前9時30分から(予定) ・場所:志木市役所 第二庁舎 会議室4・5(説明者は3名以内であること。) ※詳細な時間については、受付時に案内予定。
審査結果の通知	・令和4年5月12日(木)(予定)
契約締結予定日	・令和4年5月中速やかに 業務開始は令和4年7月1日(金)から

8 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき。
- (3) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (4) プロポーザルの審査の過程で、前記3の規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (5) ヒアリング等に出席しなかったとき。

9 契約等

- (1) 受託候補者選定後、当課が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがあります。その場合、協議が整い次第速やかに契約の手続きを行うものとします。なお、契約の際には、改めて見積書を提出依頼することがあります。
- (2) 契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とします。
- (3) 本業務は、地方自治法第234条の3及び同法施行令第167条17の規定に基づく長期継続契約とします。
- (4) 翌年度以降において、本契約の契約金額について歳入歳出予算の減額又は削除された場合には、同契約を解除する場合があります。
- (5) 本契約に係る訴訟においては、専属管轄を除くほか、本市の所在地を管轄する裁判所において行います。

10 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、同書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返還しないとともに、提出者の了承なく本プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 志木市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となります。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。
なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とします。

11 担当部署（問い合わせ先）

志木市役所 市民生活部 環境推進課

【書類を郵送で提出する際の送付先】

埼玉県志木市中宗岡1-1-1

【書類の持参先】

埼玉県志木市本町5-24-15

志木市役所第2庁舎（埼玉りそな銀行向かい）

※現在仮庁舎での業務のため、郵送先は旧庁舎の住所となりますのでご注意ください。

【プロポーザル実施場所】

埼玉県志木市本町5-24-15

志木市役所第2庁舎（埼玉りそな銀行向かい）

【電 話】

048-473-1111（内線2311）

【E-mail】

kankyou@city.shiki.lg.jp